

届出修理事業者報告書

年 月 日

石 川 県 知 事 殿

報告者 住 所

氏名又は名称及び

法人にあっては

代表者の氏名

計量法施行規則第96条により、次のとおり報告します。

年度	事業の 区 分		届出の 年月日	年 月 日	整理 番号	
事業所名及び所在地						
特 定 計 量 器 の 種 類		修 理 個 数	事業所別内訳（事業所を2以上有する場 合に限る。）			
			事 業 所 名		修 理 個 数	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 整理番号の欄は、記入しないこと。
- 3 特定計量器の種類は、計量法施行規則第103条の規定による経済産業大臣が別に定める分類によること。

届出修理事業者報告書

年 月 日

石 川 県 知 事 殿

報告者 住 所

氏名又は名称及び
法人にあっては
代表者の氏名

計量法施行規則第96条により、次のとおり報告します。

年度	事業の 区 分	自 重 計	届出の 年月日	年 月 日	整理 番号	
事業所名及び所在地						
特 定 計 量 器 の 種 類		修 理 個 数	事業所別内訳（事業所を2以上有する場合に限る。）			
			事 業 所 名	修 理 個 数		
自 重 計						

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 整理番号の欄は、記入しないこと。
- 3 特定計量器の種類は、計量法施行規則第103条の規定による経済産業大臣が別に定める分類によること。

届出修理事業者報告書

年 月 日

石 川 県 知 事 殿

報告者 住 所

氏名又は名称及び

法人にあっては

代表者の氏名

計量法施行規則第96条により、次のとおり報告します。

年度	事業の 区 分	質量計 第1類	届出の 年月日	年 月 日	整理 番号	
事業所名及び所在地						
特 定 計 量 器 の 種 類		修理個数	事業所別内訳（事業所を2以上有する場合に限る。）			
			事 業 所 名	修理個数		
電気式はかり						

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 整理番号の欄は、記入しないこと。
- 3 特定計量器の種類は、計量法施行規則第103条の規定による経済産業大臣が別に定める分類によること。

届出修理事業者報告書

年 月 日

石 川 県 知 事 殿

報告者 住 所

氏名又は名称及び

法人にあっては

代表者の氏名

計量法施行規則第96条により、次のとおり報告します。

年度	事業の 区 分	質量計 第2類	届出の 年月日	年 月 日	整理 番号	
事業所名及び所在地						
特 定 計 量 器 の 種 類		修理個数	事業所別内訳（事業所を2以上有する場合に限る。）			
			事 業 所 名	修理個数		
手動天びん						
等比皿手動はかり						
棒はかり						
その他の手動はかり						
ばね式はかり						
手動指示併用はかり						
その他の指示はかり						

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 整理番号の欄は、記入しないこと。
- 3 特定計量器の種類は、計量法施行規則第103条の規定による経済産業大臣が別に定める分類によること。

届出修理事業者報告書

年 月 日

石 川 県 知 事 殿

報告者 住 所

氏名又は名称及び

法人にあっては

代表者の氏名

計量法施行規則第96条により、次のとおり報告します。

年度	事業の 区分	分 銅 等	届出の 年月日	年 月 日	整理 番号	
事業所名及び所在地						
特 定 計 量 器 の 種 類		修 理 個 数	事業所別内訳（事業所を2以上有する場合に限る。）			
			事 業 所 名		修 理 個 数	
分 銅						
定量おもり						
定量増おもり						

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 整理番号の欄は、記入しないこと。
- 3 特定計量器の種類は、計量法施行規則第103条の規定による経済産業大臣が別に定める分類によること。

届出修理事業者報告書

年 月 日

石 川 県 知 事 殿

報告者 住 所

氏名又は名称及び

法人にあっては

代表者の氏名

計量法施行規則第96条により、次のとおり報告します。

年度	事業の 区 分	タクシメーター	届出の 年月日	年 月 日	整理 番号	
事業所名及び所在地						
特 定 計 量 器 の 種 類		修理個数	事業所別内訳（事業所を2以上有する場合に限る。）			
			事 業 所 名		修理個数	
タクシメーター						

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 整理番号の欄は、記入しないこと。
- 3 特定計量器の種類は、計量法施行規則第103条の規定による経済産業大臣が別に定める分類によること。

届出修理事業者報告書

年 月 日

石 川 県 知 事 殿

報告者 住 所

氏名又は名称及び

法人にあっては

代表者の氏名

計量法施行規則第96条により、次のとおり報告します。

年度	事業の 区 分	濃度計 第1類	届出の 年月日	年 月 日	整理 番号	
事業所名及び所在地						
特 定 計 量 器 の 種 類		修理個数	事業所別内訳（事業所を2以上有する場 合に限る。）			
			事 業 所 名	修理個数		
ジルコニア式酸素濃度計						
溶液導電率式二酸化硫黄濃度計						
磁気式酸素濃度計						
紫外線式二酸化硫黄濃度計						
紫外線式窒素酸化物濃度計						
非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計						
非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計						
非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計						
化学発光式窒素酸化物濃度計						

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 整理番号の欄は、記入しないこと。
- 3 特定計量器の種類は、計量法施行規則第103条の規定による経済産業大臣が別に定める分類によること。

届出修理事業者報告書

年 月 日

石 川 県 知 事 殿

報告者 住 所

氏名又は名称及び

法人にあつては

代表者の氏名

計量法施行規則第96条により、次のとおり報告します。

年度	事業の 区 分	濃度計 第2類	届出の 年月日	年 月 日	整理 番号	
事業所名及び所在地						
特 定 計 量 器 の 種 類		修理個数	事業所別内訳（事業所を2以上有する場合に限る。）			
			事 業 所 名	修理個数		
ガラス電極式水素イオン濃度検出器						

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 整理番号の欄は、記入しないこと。
- 3 特定計量器の種類は、計量法施行規則第103条の規定による経済産業大臣が別に定める分類によること。

届出修理事業者報告書

年 月 日

石 川 県 知 事 殿

報告者 住 所

氏名又は名称及び

法人にあつては

代表者の氏名

計量法施行規則第96条により、次のとおり報告します。

年度	事業の 区 分	濃度計 第3類	届出の 年月日	年 月 日	整理 番号	
事業所名及び所在地						
特 定 計 量 器 の 種 類		修理個数	事業所別内訳（事業所を2以上有する場合に限る。）			
			事 業 所 名	修理個数		
ガラス電極式水素イオン濃度指示計						

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 整理番号の欄は、記入しないこと。
- 3 特定計量器の種類は、計量法施行規則第103条の規定による経済産業大臣が別に定める分類によること。

届出修理事業者報告書

年 月 日

石 川 県 知 事 殿

報告者 住 所

氏名又は名称及び

法人にあつては

代表者の氏名

計量法施行規則第96条により、次のとおり報告します。

年度	事業の 区 分	血压計 第1類	届出の 年月日	年 月 日	整理 番号	
事業所名及び所在地						
特 定 計 量 器 の 種 類	修 理 個 数	事業所別内訳（事業所を2以上有する場合に限る。）				
		事 業 所 名			修 理 個 数	
アネロイド [※] 血压計のうち、検出部が電気式的もの						

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 整理番号の欄は、記入しないこと。
- 3 特定計量器の種類は、計量法施行規則第103条の規定による経済産業大臣が別に定める分類によること。

届出修理事業者報告書

年 月 日

石 川 県 知 事 殿

報告者 住 所

氏名又は名称及び

法人にあっては

代表者の氏名

計量法施行規則第96条により、次のとおり報告します。

年度	事業の 区 分	血压計 第2類	届出の 年月日	年 月 日	整理 番号	
事業所名及び所在地						
特 定 計 量 器 の 種 類	修 理 個 数	事業所別内訳（事業所を2以上有する場合に限る。）				
		事 業 所 名		修 理 個 数		
アネロイド ¹ 血压計のうち、検出部が電気式以外のもの						

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 整理番号の欄は、記入しないこと。
- 3 特定計量器の種類は、計量法施行規則第103条の規定による経済産業大臣が別に定める分類によること。

届出修理事業者報告書

年 月 日

石 川 県 知 事 殿

報告者 住 所

氏名又は名称及び

法人にあっては

代表者の氏名

計量法施行規則第96条により、次のとおり報告します。

年度	事業の 区 分	液 化 石 油 ガスメーター	届出の 年月日	年 月 日	整理 番号	
事業所名及び所在地						
特 定 計 量 器 の 種 類		修 理 個 数	事業所別内訳（事業所を2以上有する場合に限る。）			
			事 業 所 名		修 理 個 数	
液化石油ガスメーター						

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 整理番号の欄は、記入しないこと。
- 3 特定計量器の種類は、計量法施行規則第103条の規定による経済産業大臣が別に定める分類によること。

届出修理事業者報告書

年 月 日

石 川 県 知 事 殿

報告者 住 所

氏名又は名称及び

法人にあっては

代表者の氏名

計量法施行規則第96条により、次のとおり報告します。

年度	事業の 区 分	自 動 車 等 給油メーター	届出の 年月日	年 月 日	整理 番号	
事業所名及び所在地						
特 定 計 量 器 の 種 類		修理個数	事業所別内訳（事業所を2以上有する場合に限る。）			
			事 業 所 名	修理個数		
自動車等給油メーター						

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 整理番号の欄は、記入しないこと。
- 3 特定計量器の種類は、計量法施行規則第103条の規定による経済産業大臣が別に定める分類によること。

届出修理事業者報告書

年 月 日

石 川 県 知 事 殿

報告者 住 所

氏名又は名称及び

法人にあっては

代表者の氏名

計量法施行規則第96条により、次のとおり報告します。

年度	事業の 区 分	小型車載燃料油 メ ー タ ー	届出の 年月日	年 月 日	整理 番号	
事業所名及び所在地						
特 定 計 量 器 の 種 類		修理個数	事業所別内訳（事業所を2以上有する場 合に限る。）			
			事 業 所 名	修理個数		
小型車載燃料油メーター						

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 整理番号の欄は、記入しないこと。
- 3 特定計量器の種類は、計量法施行規則第103条の規定による経済産業大臣が別に定める分類によること。

届出修理事業者報告書

年 月 日

石 川 県 知 事 殿

報告者 住 所

氏名又は名称及び

法人にあっては

代表者の氏名

計量法施行規則第96条により、次のとおり報告します。

年度	事業の 区 分	大型車載燃料油 メ ー タ ー	届出の 年月日	年 月 日	整理 番号	
事業所名及び所在地						
特 定 計 量 器 の 種 類		修理個数	事業所別内訳（事業所を2以上有する場 合に限る。）			
			事 業 所 名	修理個数		
大型車載燃料油メーター						

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 整理番号の欄は、記入しないこと。
- 3 特定計量器の種類は、計量法施行規則第103条の規定による経済産業大臣が別に定める分類によること。

届出修理事業者報告書

年 月 日

石 川 県 知 事 殿

報告者 住 所

氏名又は名称及び

法人にあっては

代表者の氏名

計量法施行規則第96条により、次のとおり報告します。

年度	事業の 区 分	定 置 燃 料 油 メ ー タ ー 等	届出の 年 月 日	年 月 日	整理 番 号	
事業所名及び所在地						
特 定 計 量 器 の 種 類		修 理 個 数	事業所別内訳（事業所を2以上有する場合に限る。）			
			事 業 所 名		修 理 個 数	
定置燃料油メーター						

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 整理番号の欄は、記入しないこと。
- 3 特定計量器の種類は、計量法施行規則第103条の規定による経済産業大臣が別に定める分類によること。